

名古屋都市計画地区計画の決定計画書

(太 鼓 ヶ 根 地 区 計 画)

(名 古 屋 市 決 定)

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画太鼓ヶ根地区計画を次のように決定する。

名 称		太鼓ヶ根地区計画
位 置		名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根、笹ヶ根一丁目及び鼓が丘一丁目の各一部
面 積		約8.2ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、市北東部に位置し、緑豊かな都市環境の形成を図るために指定されている小幡風致地区内において、低層住宅地の造成を目的とした開発行為が行われている。あわせて地区計画を定めることにより、開発行為における基盤整備の効果を維持し、さらに、風致地区内であることから、緑豊かでゆとりとうるおいのある良好な低層住宅地の形成を目指す。
	土地利用の方針	本区域は、風致地区内の低層住宅地として、良好な居住環境の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	1 住宅を基本とした土地利用を図るため、用途の制限を行う。 2 敷地の細分化等による居住環境の悪化を防止するため、敷地面積の最低限度を定める。 3 良好な都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 住宅、共同住宅 2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 3 診療所 4 上記の建築物に附属する車庫又は物置 5 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの
	建築物の敷地面積の最低限度	170㎡ ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態又は色彩その他の意匠は、周辺環境と調和したものとし、色彩は落ち着いた色調とする。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣やさくは、生垣又はフェンス等（高さ60cm以下の部分はこの限りでない）とし、フェンス等とする場合はその前面を緑化する。ただし、門はこの限りでない。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

地区計画を定めることにより、緑豊かでゆとりとうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図る。